

コーポレートカード・ETCカード特約（事業協同組合用）

第1条（適用）

本特約は、法人会員が事業協同組合である場合のUCコーポレートカード（以下「コーポレートカード」と称します。）及びUC ETCカード（以下「ETCカード」といい、コーポレートカードと併せて「カード」と称します。）の利用について定めるもので、UCコーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「会員規約」と称します。）及びUC ETCカード特約（以下「ETC特約」と称します。）に加え本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第2条（カード使用者）

法人会員の組合員のうち、会員規約及びETC特約を承認のうえ、株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）所定の手続によりカード使用者となることをお申込みいただき、当社がカード使用者となることを承諾した法人または個人事業主を会員規約第2条2項に定めるカード使用者とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。各々のカード使用者は、自己の事業目的に限りカードを使用することができます。

第3条（カードレス）

当社は、コーポレートカード券面上に表示される会員番号及び有効期限等のカード情報（以下「カード情報」と称します。）を発行することをもってコーポレートカードの発行に代えることができるものとし、この場合、下記各号が適用されます。

- ① カード情報にかかる権利は当社に帰属します。法人会員及びカード使用者は、他人に利用されないよう善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。なお、カード情報が、他人に利用されたことにより生じた損害は、法人会員が引き受けるものとします。ただし、カード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員及びカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- ② カード情報が使用できる有効期限は、当社の指定する日までとします。
- ③ 当社は、前号の有効期限までに法人会員より更新不要の申出がなく、当社が引続き法人会員及びカード使用者として認める場合に新しい有効期限をご通知いたします。

第4条（カード使用者の責任）

カード使用者は、自己のカード利用によって生じる一切の責任について、法人会員と連帯して負担するものとします。

第5条（担保）

法人会員は、当社が必要と認めた場合には、当社の請求があり次第直ちに当社の承認する担保を差入れるものとします。

第6条（特約の変更）

会員規約第21条（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。こ

の場合において、会員規約第 21 条（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2020年1月改定

【下線部は改定部分を示します。】